

議案第 77 号

八潮市立学校設置条例の一部を改正する条例について  
八潮市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 7 月 22 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

市立小学校を設置したいため、この案を提出するものである。

八潮市立学校設置条例の一部を改正する条例

八潮市立学校設置条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表八潮市立柳之宮小学校の項の次に次のように加える。

八潮市立花桃小学校	八潮市大字圀81番地
-----------	------------

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。